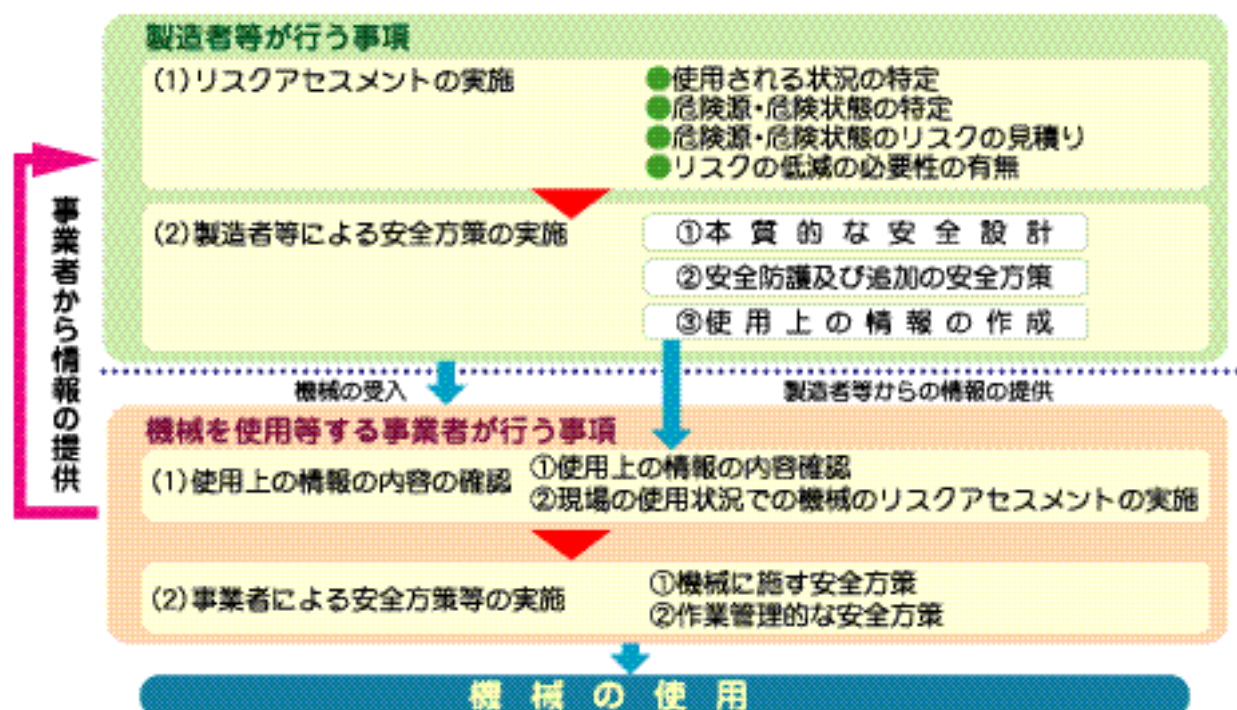


機械や原材料についてのリスクアセスメントには、以下に紹介する「機械・設備」、「化学物質」に関するものがあります。

機械・設備におけるリスクアセスメント

機械によるリスクを低減させるために、メーカーが製造段階で安全設計により、リスクの除去・低減対策を行い、さらに、ユーザーが使用段階で作業に伴うリスクの除去・低減対策を行うことにより、すべてのリスクを許容可能なリスク以下にすることが求められています。

この具体的な取組み方法は「機械の包括的安全基準に関する指針」（平成13年6月1日付基発第501号通達）として厚生労働省から公表されました。なお、国内外の規格としては、ISO12100、JIS B 9700においても同様の考え方が定められています。



化学物質におけるリスクアセスメント

化学物質の中には人に有害なものもあり、これらの物質の有害性情報不足などによる中毒等の職業性疾病を防止するため、厚生労働省では、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」（平成12年3月31日指針公示第1号）を定めています。この指針では、従来からの法令で規制している物質のばく露防止対策を中心とした労働衛生管理のみならず、リスクアセスメントの実施等新たな考え方を示しています。

その概要は、

- ① 化学物質管理者の指名
- ② 有害性等の特定とリスクアセスメントの実施
- ③ 化学物質等安全データシート（MSDS）等の有害性情報の活用

などとなっています。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する情報は、下記アドレスにてご覧いただけます。

- 関係ホームページ ●
 - 厚生労働省 : <http://www.mhlw.go.jp/>
 - 中央労働災害防止協会 : <http://www.jsha.or.jp/>
 - 安全衛生情報センター : <http://www.jaish.gr.jp/>

ご不明な点などありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。